

介護支援専門員の役割

私たち介護支援専門員は、
認知症の有無にかかわらず、
要支援・要介護状態にあるすべての国民に対し、
尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した
日常生活を営むことができるように、
主体性の尊重・人権尊重を基本とし、
公平・中立な立場で必要な介護支援を行っております。

共生社会の実現に向けた取り組み

令和7年度

「認知症の人の生きがいづくりと地域共生社会
実現に向けた普及促進事業（社会福祉活動等助成事業）」

①全国2カ所で市民フォーラムを開催

市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」
～“わたし”を大切にする認知症ケア～

医師・認知症コーディネータ・認知症応援大使等による講演

- ・「認知症とともに生きる社会を支える医療の役割」
- ・「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」
- ・「認知症の私が伝えたいこと」

②啓発リーフレットの作成

相談・支援情報

自分らしく

地域で生きる第一歩です。

地域包括支援センター

一般社団法人日本介護支援専門員協会

令和6年 生協助成金事業

認知症基本法って何？

正式には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と言います。

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重しながら支え合い共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目指して令和6年1月1日に施行されました。



共生社会を目指すために（基本理念）

1. 基本的な人権	2. 正しい知識と理解	3. 個性と能力を十分に発揮できる
認知症になっても自らの意思で生活を営む個人であることを尊重すること。	一人ひとりが正しい知識と理解を深めて認知症の人にもそうでない人も「新しい認知症観」を持つこと。	認知症の人が地域において自立した日常生活を送り、自分の意見を表明したり社会の中で役割を持てるよう社会の障壁を無くしていくこと。

その他にも家族等に対する支援や適切な福祉医療の提供、研究・予防など総合的に取り組むことが理念として掲げられています。

新しい認知症観とは

認知症になると何もできなくなるという考えではなく、認知症になってもできること・やりたいことがあり、地域で仲間等とともに、希望を持って自分らしく暮らすことができるという考え方。



「新しい認知症観」は「認知症になっても自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすればいいか」、「社会的にもどんな役割を果たしていけるか」を認知症の人を含めた一人ひとりが「新しい認知症観」に立って、認知症の人が自らの意思によって地域とつながり、日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていくことを目指しています。そのために私たち一人ひとりにできることがあります。

私たち一人ひとりができること



1. 正しく知る



2. 声を聴く



3. つながる

認知症になっても、
私らしく、あなたらしく。
認知症基本法」で変わる社会



認知症の人の生きがいをずっと
共生社会実現に向けた普及促進事業

認知症基本法各条文に則した 当協会の対応・行動について

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

(共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下基本法第14条）

子どもから高齢者まで、世代を超えた認知症の理解促進を図る必要があります。国民個人、企業、団体を問わず、認知症の理解促進の機会を確保していくことが重要です。

介護保険制度において中核的役割を果たす介護支援専門員に対しては、地域活動において国民への認知症の正しい理解を促進するための必要な最新知識や支援技術などの人材育成を推進することが重要と考えます。

そこで法定研修に沿ったテキストの発刊、講義動画の作成、認知症対応型共同生活介護部会によるケアマネジメント手引きの作成等を実施しています。

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

(基本法第15条)

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等 (基本法第16条)

介護支援専門員は、要介護（支援）者及び家族の支援するにあたり、その方が今まで培ってきた生活の継続を第一義に捉え支援します。

担当している利用者が抱える生活上の困難に対し、周囲の環境等にも配慮しながら、その人の持っている力を活かした社会参加の方法や社会からの孤立の防止改善策を検討しています。

新しい認知症観をもって、その方がその人らしく地域で暮らしていくためには、物理的なバリアへの対応策（社会的インフラの整備）と心理的バリアへの対策（国民への認知症の理解促進）が重要と考え、**各行政等とも連携を図り地域作りにも参画**しています。

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護（基本法第17条）

認知症に関する国民への周知と理解が重要です。

また、認知症の人に関わるあらゆる専門職は、常に認知症の理解を深めるとともに具体的な技法を学び、適切に支援できることことが必要と考えます。各職種ごとの育成に加え、多職種協同で支援できる体制作り、地域作りが必要です。

介護支援専門員は、その人らしい生活を支援するための連携体制を構築する要の役割として、地域および多職種との連携を図り、認知症の人の意思を尊重した対応を実践しています。

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制 の整備等（基本法第18条）

6. 多様な主体の連携（基本法第23条）

いままでは認知症ケアは専門領域として対応が整備されてきました。しかし今日、認知症は普遍的な疾患となり、いつもどこでも必要な支援が受けられる体制を構築することが肝心と考えます。そのために、制度・職種・機関を問わず横断的に認知症の知識・支援技術を備え置く必要があります。

保健・医療・福祉に関わる多制度・多職種との連携において、介護支援専門員は地域支援体制の構築にも寄与しています。

9. 研究等の推進等（基本法第20条）

10. 認知症施策の策定に必要な調査の実施 （基本法第22条）

すでに多様な認知症に関する調査研究が進められていますが、**日本介護支援専門員協会は、シンクタンク部門を創設**しており、今後も、認知症支援に資する有益な支援方法の検討などを目的とした調査研究を進めてまいります。